研　究　紀　要

音　楽　部　会

研究テーマ　「生成AIの基本と学校教育における著作権の境界線」
「これからの『郷土の伝統音楽』指導法と新学習指導要領」
東京学芸大こども未来研究所　教育支援フェロー　原　口　直　氏 ・・・ 1

令和８年度高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会報告
青森県総合学校教育センター　高校教育課　指導主事　秋　庭　潤 ・・・ 7

部 会 の 動 き ・・ 9

研 究 テ ー マ ・・・ 11

紀要編集委員　渡　辺　日向子（青森県立百石高等学校）

音　楽　部　会

研究テーマ

生成AIの基本と学校教育における著作権の境界線

これからの「郷土の伝統音楽」指導法と新学習指導要領

原　口　　直　　氏

１　講師紹介

1981年長野県生まれ，神奈川・長野両県で育つ。東京学芸大学教育学部卒業後，大手芸能プロダクション勤務を経て，都内公立中学校および東京学芸大学附属世田谷中学校の音楽科教諭として教鞭を執る。授業実践や生徒指導に注力する傍ら，企業での実務知識を活かし，学校における音楽著作物の扱いをはじめとする知的財産権教育の研究・発表を多数重ねてきた。2020年春から「一歩先ゆく音楽教育」をテーマに，著作権やコンテンツ利用をわかりやすく伝える教育活動を本格始動。YouTube，ウェブサイト，講演などを通じて教室の枠を超えた発信を続け，2021～2024年には東京学芸大学こども未来研究所の教育支援フェローとしても活動した。また，「学校著作権ナビ」を運営し，同大学附属学校図書館運営専門委員会著作権アドバイザーをはじめ，JASRAC音楽文化事業に関する有識者委員会委員，SARTRAS共通目的事業委員会専門委員などを務める。全国の教育委員会や学校で，著作権教育を普及している。「法律の専門用語を，教育現場の言葉に翻訳する」橋渡し役として，全国の教職員らを対象に「学校で著作権をどう教え，どう守るか」をテーマにした研修・講演を展開。現場目線に徹し，学校の先生方に寄り添う形で，実践的な著作権教育の支援を続けている。

２　実績

東京学芸大学こども未来研究所　教育支援フェロー（2021～2024）　東京学芸大学附属学校図書館運営専門委員会　著作権アドバイザー（2025～）　JASRAC　音楽文化事業に関する有識者委員（2021～）　SARTRAS　共通目的事業委員会専門委員（2021～）

３　著書・寄稿

音楽之友社『中学校・高等学校教員養成課程用　改訂版　最新　中等科音楽教育法』執筆（2020）／文化庁「高校向け著作権教材『みんなで考えよう！著作権と海賊版』」監修（2023）／工学社『保護者と教育者のための生成AI入門：　基本的な使い方とトラブル対処法から教育での活用法まで』執筆（2024）／時事通信出版局『教員養成セミナー』特集：先生になってから必ず役立つ！「学校と著作権」のギモン解決（2025）／明治図書出版「歌いたくない生徒を歌いたくさせる　中学校音楽教師のための合唱指導」執筆（2026）

研修会①：生成AIの基本と学校教育における著作権の境界線

1　はじめに

この夏青森県弘前市に滞在し，地元の祭りを鑑賞する機会を得た。三者三様の熱気あふれる祭りを観る中で，地域の人々が地元の伝統文化をどのように理解し，心から楽しんでいるのかを間近に触れ，この文化を守り伝えていかなければならないと実感したところである。当事者の思いと観光客の気持ちには乖離があることを前提としつつも，守るべき大切な文化であると感じた。

一見すると対極にあるように見える「生成AI」と「郷土の伝統音楽」であるが，実は非常に親和性が高い。そして，その両者に深く関わっているのが「著作権」である。私自身，かつて中学校の音楽教員を務めていたが，それに先立ち

大手芸能プロダクションに勤務していた経験がある。その際の研修で初めて著作権に出会い，「楽譜のコピーや音楽の利用には事前申請が必要であり，JASRAC などの管理団体へ申請して許諾を得る」と教えられた。当時，「自分はこれまで楽譜のコピーを大量に行ってきたが，一度も申請をしたことがなかった」と気づかされたのが最初の出会いであった。その後，教員となった際に学習指導要領の中に「知的財産権」「著作権」が盛り込まれたことを知り，「自身の経験を活かして語る絶好のチャンスだ」と考え，授業の一コマとして著作権教育を始めた。当時は著作権教育を実践できる者がいなかったが，現在では関心を持たざるを得ない重要課題となっている。研修の対象は音楽科教員にとどまらず，初任者，管理職，ICT 担当，学校図書館，養護教諭，栄養教諭まで広がっている。「学校だより」や「給食だより」に載せるイラストの取り扱いに，誰もが悩んでいるからである。音楽教員だけでなく，学校内で著作物を扱わない教職員は存在しない。教科の特性，分掌，学校行事，部活動など，あらゆる場面で知っておくべき知識である。最近では若い初任者の方が知識を持っている傾向があり，管理職研修では「新しいテクノロジーと著作権の関係」という基礎から学んでいるため，学校全体，さらには子どもたちと一緒に学んでいくことのできるテーマである。

子ども向けの出前授業も，小学生から大学生まで幅広く実施している。写真トラブルや SNS の書き込みといった情報モラルの視点からの依頼もあれば，総合的な探究の時間やレポート作成を始める前に，「スライドに素材を無断でベタベタ貼る前にルールを教えてほしい」という依頼もある。道徳の「法の遵守」や国語科など，多様な切り口で講演を行う機会が増えている。

※研修内では「Aha スライド」という参加型オンラインツールを使用し，「教員歴」「専攻」「昨夜聴いた曲」「得意・苦手分野」「著作権からイメージする言葉」などのリアルタイムアンケートを実施しながら進行した。

２　著作権の基礎

学校は著作物が大量に発生し，日常的に使われる場所であり，権利侵害の危険な場面も多い。違法海賊版による被害は深刻で，コミック分野だけでも 8.5 兆円を超える損害が出ている。アニメ，コミック，音楽，小説など多岐にわたり違法サイトが存在する。昔は芸能界やレコード会社の専門用語だった「著作権」や「海賊版」も，現在では小学３年生が YouTube などを通じて知っている時代である。しかし，学校現場での「学校だより」「学年だより」「生徒会新聞」におけるイラストの無断使用による著作権違反はなかなか無くならないのが現状である。

(1)フリー素材の誤解：「いらすとや」と「Canva」の例

広く利用されているフリー素材サイト「いらすとや」は，決して無制限にタダで使えるわけではない。利用規約には無料の範囲と有料になる線引きが明記されている。１つの動画やプレゼン資料，配布物の中で商用利用として無料で使用できるイラストは「20 点まで」であり，21 点以上使用した場合は１点につき 1,100 円の規約違反料金が発生するルールとなっている。一方で，「いらすとや」がデザインツール「Canva」とパートナーシップを組んだことにより，Canva のプラットフォーム内で「いらすとや」の素材を使う場合はこの点数制限（21 点以上の制限）が適用されないこととなった。このように，サイトやツールによって規約は様々であり，無料の範囲と有料の境界線を正確に把握することが不可欠である。会員登録を促す悪質なサイトも存在するため，利用規約の確認徹底が必要である。

(2)インターネット画像の特定と生徒への指導

ネット上の画像は，右クリックや画像検索（逆画像検索）によって，元の詳細やどこで使用されているかが容易に検索・特定できるようになっている。「ネット上に置いたものは誰かに検索されている」という意識を持つべきである。アニメの模倣グッズ販売や無断転載による中高生の逮捕事例は現時点で頻発していないものの，生成 AI の普及によって危険性が高まることが懸念される。教育機関として，単に咎めるだけでなく，子どもに寄り添った著作権教育を継続していく必要がある。

文部科学省も学校での生成 AI 利活用に関するガイドラインを出しており，校務での活用や著作権保護の視点を打ち出している。

３　学校での著作権

新学習指導要領において，中学校の技術・家庭科（技術分野）は週２回（計 70 コマ）へと拡充され，名称も「情報技

術」となった。これは音楽科のコマ数の倍に相当する。小学校段階から「情報技術」「著作権」「情報モラル」「生成AI」について学んだ生徒たちが高校へ進学してくる環境となっている。「知的財産権」の中に「著作権」が含まれており，著作権は作品を創り出した瞬間（文章を書いた，写真を撮った，歌を歌った瞬間）に作者に与えられる権利である。申請や承認は不要であり，プロ・アマチュア，上手下手も関係ない。著作権法は全200条あり，基本原則は「作った人の許可（許諾）を得て使う」ことである。利用許諾だけでなく，複製すること（印刷やコピーだけでなく，黒板に教科書の文章を書き，それを生徒がノートに書き写す行為も法的には「複製」に該当する）や，音楽の編曲（繰り返し記号の削除，divisiの変更等）も原則として許諾が必要である。

(1)学校教育における例外規定：著作権法第35条と運用指針

学校現場で許諾なしに著作物を利用できるのは，著作権法第30条～50条にある権利制限規定，特に「第35条（学校教育機関における複製等）」が存在するからである。非営利，無料，無報酬での授業利用，定期考査での問題作成，保護期間切れの作品利用などは許諾不要である。しかし，学校内での利用であっても「誰に見られる状態か」によって判断が分かれる。

① 第35条が適用されない（許諾が必要な）例

ア 学校だより・おたより類：保護者や地域住民など校外の者が閲覧する可能性があるため「著作物の引用」の条件（必然性，主従関係，最小限の使用，引用元の明記）を満たす必要がある。

イ 学習指導案への掲載：研究授業等で作成する学習指導案を教員間で配布する場合，生徒に配布する教材そのものではないため第35条の範囲外となる。運用指針において「生徒に配るものと同じもの（ワークシート等）」であれば教員間・保護者への共有も認められるが，指導案自体に無断で著作物を掲載することは避けるべきである。

ウ 校外での活動・配信：吹奏楽部の定期演奏会（入場料の徴収，校外施設での実施）や，演奏動画の学校Webサイト・YouTube等への公開は，学校外の不特定多数が閲覧するため第35条の適用外となり，JASRAC等への許諾が必要となる。

(2)授業目的公衆送信補償金制度（SARTRAS）

１人１台端末を用いたオンライン授業や，Google Classroom等のLMS上でデジタル教材を共有・提出させる行為について，平成30年の法改正により「授業目的公衆送信補償金制度（SARTRAS）」が創設された。青森県では県立高校の生徒1人あたり年間420円の補償金を一括してSARTRASへ支払っている。この420円により，教員はデジタル上で円滑に著作物を共有・配信できるようになっている。集められた年間約50億円の補償金は，８割が原作者へ分配され，２割は新たなクリエイターの育成や文化事業（各種コンテスト助成，東奥文学賞，沖澤のどか氏のコンサート事業等）に活用されている。学校での利用の裏で対価が正しく支払われている仕組みを理解し，私生活での違法ダウンロード等と区別して生徒に伝えていくことが重要である。

４　生成AIと著作権

文化庁の見解に基づき，生成AIと著作権の関係は以下の「３つの段階」に整理される。

(1)①第１段階：データ学習段階（AIが既存著作物を読み込む）

著作権法第30条の４に基づき原則「合法（許諾不要）」である。AIは思想・感情を享受しないため。

※ただし，海賊版からの読み込みや，教科書・市販ワーク等の出版社に不利益を与える使い方は不可。

②第２段階：生成・指示（プロンプト）段階（ユーザーが指示を出す）

既存の著作物を認知して指示したか（依拠性），出力結果が元の作品に似ているか（類似性）が問われる。

※「ジブリ風にして」「キャラクターを描いて」等の指示は権利侵害のリスクが生じる。

③第３段階：成果物の利用・権利段階（生成されたものの著作権）

現行法上，AIが自動生成した成果物そのものには思想・感情の創作的表現が含まれないため，原則として著作権は発生しない（著作物ではない）。

※ただし，高度で長文のプロンプトにより人間の創作的意図が強く介入したケースでは例外も生じている。

⑵教育版アカウントの安全性と文科省ガイドライン

学校現場では，自治体が提供する「教育版アカウント」を利用することが極めて重要である。一般アカウントが「世界中の広場」であるのに対し，教育版アカウントは「見守りのある校庭」であり，入力データが AI の再学習に使用されず，個人情報漏洩のリスクが防止されている。文部科学省のガイドラインでは，AI を「人間中心の道具」として活用することが規定されている。校務での問題作成や面談日程調整などに活用しつつ（個人情報は入力不可），授業では英会話の相手や議論の要約役として活用する。授業内（第 35 条の範囲内）で生徒が AI を用いて創作し，一時的に既存作品と類似が生じても直ちに著作権侵害とはならない。ただし，AI 成果物を引用・使用する場合は，サービス名，プロンプト，利用日付を明記させる指導の徹底が必要である。

研修会②：これからの「郷土の伝統音楽」指導法と新学習指導要領

1　はじめに

午後は，音楽専門の生成 AI ツールや，より高度な AI 利活用についての解説に始まり、Suno や Udio などの音楽生成 AI に加え，GoogleGemini 等の AI でもテキストチャットから数分程度の楽曲生成が可能となっている現状についての研修となった。

⑴生成 AI を活用した教材づくりの注意点と可能性

一般の生成 AI は不確実な情報（ハルシネーション）を出力したり，抽象的な一般論だけを返したりする場合がある。そこで講師は，Google Gemini の「Gem（ジェム）」機能を活用し，学習指導要領や信頼できる教育データをあらかじめ読み込ませたカスタム AI「バッハ先生」を構築・提示した。「バッハ先生」は，ユーザーの専門性や悩みに応じ，学習指導要領に沿った具体的かつ信頼性の高いアドバイスを返すよう設計されている。

※受講者が各自の端末から講師作成のペルソナ作成プロンプトを Gemini に入力し，自身の専門や悩みに合わせた「オリジナル AI ペルソナ（自分専用の相談相手）」を作成するワークショップを実施。受講者からは「部活動指導の具体的な提案が得られた」「指導要領に基づいた授業アイデアが出た」等の共有がなされた。

① ペルソナ設定プロンプトの構成要素例

・基本人格：教員歴 15 年，現場経験豊富，最新技術や指導要領改訂に敏感，親身な傾聴と質問ができる。
・参照情報：文部科学省学習指導要領，指導要領解説，指定された公的データベースのみを参照。
・制約条件：不確実な情報は「分からない」と答え，存在しない文献・書籍は紹介しない（国会図書館等のデータベースにあるもののみ）。

② NotebookLM（ジェミニノートブック）による資料限定検索

AI の嘘（ハルシネーション）を完全に防ぐ手段として「NotebookLM」が紹介された。自身がアップロードした資料（コンクール募集要項，地域の伝統芸能資料，論文等）のみをソースとして AI に回答させるため，極めて正確な要約，暗記用フラッシュカードの作成，クイズ生成，音声読み上げ等が可能となる。

2　郷土の伝統音楽を教材化する際の注意点

三宅島・八丈島の太鼓や，岩手の「中野七頭舞」，青森の「荒馬」など，各地の民俗芸能を現地でフィールドワークし教材化してきた講師の経験から，伝統音楽を授業で扱う際の「３つの姿勢」が提示された。

(1) 尊敬：長年伝統を守り続けてきた歴史，生活や本業と両立しながら継承している地域の人々の熱意に対して深い敬意を持つ。西洋音楽を前提（五線譜での捉え方）とした思考から抜け出し，伝統音楽との間に上下関係や優劣をつけない姿勢が大前提である。

(2) 謙虚：「地元の当事者・継承者には絶対にかなわない」という謙虚さを保持する。授業用に旋律やリズムを簡略化・アレンジ（教材化）する際は，継承者の方々の顔や思いを浮かべ，「学ばせていただく」という感謝の気持ちを持って向き合う。

(3) 真剣：単に演奏形（叩き方や踊り方）を真似させるだけでなく，その背景にある地理，歴史，過疎化や全島避難による継承の危機など，地域が抱える社会的課題まで含めて深く教材研究を行い，生徒に伝える。

※受講者アンケート「伝統音楽指導での課題」では，「能や鑑賞で生徒が寝てしまう」「道具や経験がない」「専門外で嘘を教えていないか不安」といった悩みが共有された。

3　新学習指導要領　音楽科はどうなる？

高校生対象の意識調査によると，「音楽の学習は生活を明るく豊かなものにする」と実感している生徒が多い一方で，具体的な学習内容が日常の生活にどう役立っているか実感しにくいという課題がある。伝統音楽を単に「古い伝統を学ぶ」ものとして閉じるのではなく，現代社会の課題や他教科と掛け合わせることで，生徒が「自分事」として捉えられる授業デザインが求められる。

(1) 実践アイデア例（歌舞伎×ジェンダー）

男性のみで演じられる「歌舞伎」と，女性のみで構成される「宝塚歌劇団」を比較・鑑賞させ，生物学的性とジェンダー，伝統の保持と現代的表現のあり方について議論させる。公民科，保健体育科，歴史等と教科横断的に連携することで，現代社会を映し出す鏡として音楽を深く考察させることができる。

4　おわりに

青森県には，全国に誇るべき素晴らしい伝統芸能が数多く存在している。外部の視点を取り入れ，生成 AI や ICT という最新の道具を効果的に活用しながら，教員自身が探究心を持って自己研鑽を重ねていくことが重要である。著作権の正しい理解のもとで安全な環境を整え，テクノロジーと人間本来の感性を融合させながら，生徒が生涯にわたって音楽や地域文化と豊かに深く関わり続けるための音楽教育を推進していくことが期待される。





【参考・引用】

・文部科学省
『初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン　Ver.2.0』(2024年12月25日／26日)
『中央教育審議会教育課程企画特別部会　論点整理』(2025年９月25日)
Webページ「学校現場における生成AIの利用について」(2025年12月)
『教育課程部会　芸術ワーキンググループ　配付資料』(第１回・第10回など)
・文化庁
『AIと著作権についての基本的な考え方』
教材『みんなで考えよう！著作権と海賊版』
・国立教育政策研究所
『令和４年度小学校学習指導要領実施状況調査　結果の概要』(2025年７月31日)
『令和５年度中学校学習指導要領実施状況調査』(暫定値)
『令和６年度高等学校学習指導要領実施状況調査』(暫定値)
『令和７年度全国学力・学習状況調査の結果（概要)』
・日本図書教材協会・全国図書教材協議会（2025年３月１日）
「ワーク，ドリル，テストなど学校用教材の著作権に関する学校への御指導のお願い」
・授業目的公衆送信補償金管理協会（SARTRAS）
『2023年度収受分に係る管理事業実施の概況』
授業目的公衆送信補償金制度　概要資料
・みふねたかし（いらすとや）
「ご利用規定」「よくある質問（FAQ)」
・Google Gemini（Apr 27 version, 2026）

令和８年度高等学校各教科等担当指導主事連絡研究協議会報告

青森県総合学校教育センター　指導主事　秋　庭　　潤

１　学習指導要領等の改定に関するスケジュール（資料p. ２）

⑴スケジュールの急激な変更

周知期間が短縮され，小・中学校の改定に続き，高校（令和 14 年度入学生から順次実施）においてもスピード感を持った対応が求められる。

⑵現場での対応のポイント

全面実施を待たず，現行の授業計画の中に次期指導要領の観点や考え方を段階的に取り入れておくことで，移行期の混乱を防ぐ。

２　次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方（資料p. ３）

キーワード：多様性の包摂（イクイティ／Equity）

⑴基本的な考え方

特別な支援を必要とする生徒（言語的・文化的背景の違いや多様な課題を抱える生徒を含む）がクラス内に複数名いる状態を前提に授業を設計・構築する。

⑵指導観の転換

生徒を既存の授業スタイルに合わせ合わせるのではなく，「すべての生徒の学びを止めないために，どのような手立て（授業デザイン）を用意できるか」を教師側が事前に準備する。

３　芸術系教科・科目の改善の方向性等（資料p. ４）

⑴身体性を伴った技能と表現の重視

諸感覚を働かせ，歌唱や演奏といった「身体性を伴った技能」を通じて，自分の思いや考えを一体的に形にし，他者に伝えるプロセスを重視する。

４　現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性（資料p. ５－６）

⑴言語活動と表現活動の接続

「音楽を工夫する場面で思いや意図を言語化することに留まり，表現技能の習得と一体化していない」という現行の課題を改善する。言語活動を踏まえた上で，実際の歌唱・演奏や創作活動へとしっかり還元・深化させることが求められる。

５　資質・能力の構造化のポイント（資料p. ７－８）

⑴「歌唱・器楽」の整理と「創作（音楽づくり）」の重要性

表現領域において柔軟かつ効果的な指導を行うため，小・中・高の系統性を意識しつつ整理が進められる（歌唱・器楽の一体的な扱いなど）。これに伴い，「音楽づくり・創作」の扱いや重要性が相対的に高まる見込み。

６　内容の改善のあり方（資料p. ９）

⑴伝統と文化に関する教育の在り方（日本の伝統音楽）について

今まで以上に日本の伝統音楽や伝統文化についての教育が求められ，外部人材や地域社会の専門人材との連携の重要性も高まっている。

７　学習・指導・評価の改善充実の在り方（資料p. 10）

⑴総括的評価と形成的評価の役割分担

単元ごと・時間ごとにすべてを記録・点数化（総括的評価）するのではなく，指導の過程で生徒のつまずきや状況を把握し，助言・指導に活かす「形成的評価」を重視する。

⑵「思考・判断・表現」の評価

言語化された記述だけでなく，実際の演奏活動や作品制作といった表現プロセスの姿からも生徒の思いや意図を捉えて

評価する。
(3)業務改善の観点
毎回の過剰な数値評価（記録）を減らし，生徒の学びを深めるための指導・手立てに注力する。

８　デジタル学習指導要領による授業改善（資料p.11－12）
(1)デジタル学習指導要領の導入
指導要領コードやプルダウン操作により，目標や評価基準，教科書内容とリンクした指導案作成が可能になる方向で検討中。
(2)教師の役割の変化
形式的な事務作業が軽減される一方で，情報自体には生徒もアクセスできるようになるため，単元全体を貫く大きな授業デザインや，対面ならではの指導・体験の創出といった「本質的な指導力・専門性」がより重要となる。

【参考文献】
・令和８年７月 22 日　教育課程部会　総則・評価特別部会資料
・令和８年８月３日　芸術 WG 取りまとめ（案）会議後訂正資料
・令和８年８月４日　教育課程企画特別部会　審議まとめに向けた検討　資料２

部　会　の　動　き

自　令和　８年４月　１日
至　令和　９年３月３１日

１　役員会　　令和８年４月１３日(月)　於　青森県総合社会教育センター

(1)　部会長挨拶

(2)　議長選出

(3)　議事

①　令和７年度　事業報告

②　令和７年度　会計監査報告

③　令和７年度　決算報告

④　役員改選

部　会　長	矢部　広明（八戸東高校校長）	
副　部　会　長	木谷有紀子（青森工業高校教頭）	山崎　　学（三本木農業恵拓高校）
東青下北地区委員	工藤加奈子（青森高校）	宮本由紀乃（青森東高校）
	熊澤　愛理（青森中央高校）	道川　里奈（浪岡高校）
	原子こづえ（青森西高校）	
中南西北地区委員	村上　康太（弘前実業高校）	工藤　賀大（東奥義塾高校）
	澤田　　元（弘前工業高校）	
三八上北地区委員	新山　隆健（八戸東高校）	田中　拓也（八戸高校）
	荒尾安希子（七戸高校）	本田　敦子（三沢高校）
監　　事	田村智恵子（青森県立三本木高校）	
全日音研理事	木谷有紀子（青森工業高校教頭）	
紀要編集委員	渡辺日向子（百石高校）	
事　務　局　長	猿賀　智美（弘前高校）	
会　　計	藤村　美香（弘前中央高校）	

⑤　令和８年度　事業計画案

⑥　令和８年度　予算案

⑦　会則審議

(4)　その他

①　今後の担当地区について

②　異動情報について

③　その他

２　研究大会

(1)　期　　日　　令和８年８月１０日(月)

(2)　会　　場　　アピオあおもり　大研修室１

(3)　テ　ー　マ　　「生成ＡＩの基本と学校教育における著作権の境界線」

「これからの『郷土の伝統音楽』指導法と新学習指導要領」

４　講　　師　　原　口　　直　氏

５　日程および内容

令和８年８月１０日（月）

09：30 ～ 09：40　青森県高等学校教育研究会音楽部会研究大会開会式

（１）部会長挨拶　青森県立八戸東高等学校　校長　矢部　広明

（２）講師紹介

09：40 ～ 12：00　研修会①「生成ＡＩの基本と学校教育における著作権の境界線」

12：00 ～ 13：00　昼食

13：00 ～ 15：00　研修会②「これからの『郷土の伝統音楽』指導法と新学習指導要領」

15：00 ～ 15：05　講師講評　東京学芸大こども未来研究所　教育支援フェロー　原口　直　氏

15：15 ～ 16：00　青森県高等学校教育研究会音楽部会総会

行政説明　青森県総合学校教育センター　指導主事　秋庭　潤

16：00 ～ 16：15　研究大会閉会式

（１）部会長挨拶　青森県立八戸東高等学校　校長　矢部　広明

（２）諸連絡

研　究　テ　ー　マ

紀要	年度	研　究　テ　ー　マ	会　　場	会員数(1,2希望計)	大会参加者数	大会発表者数
22	(昭和)52	○鑑賞指導について	八　戸　西　高	57	43	1
23	53	○歌唱を主体とした授業の進め方について	金　木　高　校	58	42	2
24	54	○指揮法及び合奏法について	青　森　南　高　校	60	45	2
25	55	○青森県の民族音楽について	三　本　木　高　校	64	46	2
26	56	○編曲の実際と合奏指導	弘　前　南　高　校	64	46	4
27	57	○リコーダーの指導法について	田　名　部　高　校	64	44	2
28	58	○グレゴリオ聖歌からポリフォニーにかけて	八　戸　東　高　校	64	51	1
29	59	○吹奏楽の指導法について	板　柳　高　校	65	52	2
30	60	○音楽教育における機器の利用	青　森　戸　山　高　校	68	47	3
31	61	○グレゴリオ聖歌からポリフォニーにかけて　その２	青　森　工　業　高　校	67	64	2
32	62	○授業における電子楽器の活用について	六　戸　高　校	70	57	1
33	63	○授業における発声指導について	弘　前　高　校	71	57	1
34	(平成)元	○編曲の実践について	大　湊　高　校	76	49	1
35	2	○実践的指揮法について	八　戸　東　高　校	75	55	1
36	3	○音楽の楽しさに対する感性の高まりを持たせるために芸術を愛好する生徒を育てよう（東北音研と併催）	弘　前　一　中 弘　前　市　民　会　館	75	54	2
37	4	○コンピュータと音楽	五所川原農林高校	76	55	1
38	5	○リコーダーの基本奏法と指導について	大　湊　高　校	69	43	1
39	6	○リトミックの理論と実践	六　ヶ　所　高　校	69	40	3
40	7	○合唱表現の可能性について	南　郷　高　校	64	42	1
41	8	○現在に生きるガンバ	中　里　高　校	67	50	2
42	9	○コンピュータを利用した作曲・編曲の試み（東北音研と併催）	青　森　東　高　校 青　森　市　文　化　会　館	71	58	1
43	10	○鑑賞指導について	岩　木　高　校	67	56	2
44	11	○マーチングバンドの指導法について	六　戸　高　校	64	46	0
45	12	○ギター奏法の指導法について	大　畑　高　校	64	45	2
46	13	○郷土の伝統音楽について～津軽三味線～	鰺　ヶ　沢　高　校	63	46	1
47	14	○和楽器にふれる　～箏～	青　森　戸　山　高　校	63	44	1
48	15	○ドイツリートを通して、歌唱表現を深める工夫をしよう（東北音研と併催）	八　戸　西　高　校 八　戸　市　公　会　堂	62	39	1
49	16	○和楽器にふれる　～篠笛～	六戸町文化ホール	64	41	1
50	17	○学習評価について　○ハンドベルを楽しむ	黒　石　高　校	59	44	1
51	18	○教材へのアプローチのしかたについて	ふるさと交流センター（つがる市）	57	40	1
52	19	○リズムを身体で感じよう！～ボディ・パーカッション～	東奥はちのへホール	56	41	1
53	20	○授業における発声及び歌唱指導法	青　森　高　校	53	42	0
54	21	○「見つける　生かす　つなげる」授業をめざして（東北音研と併催）	弘前第三中学校 弘　前　市　民　会　館	49	41	1
55	22	○リコーダーの指導	まかど温泉富士屋ホテル	48	40	0
56	23	○鑑賞指導について　～指導の内容と方法～	生涯学習交流センター「松の館」	49	36	1
57	24	○歌舞伎の黒御簾音楽入門	はっち・グランドサンピア八戸	49	32	2
58	25	○ゴスペルを歌おう！　～ゴスペルの魅力に迫る～	岩木文化センター「あそべーる」	48	30	2
59	26	○サウンドスケープの技法をもとにした授業展開	むつグランドホテル	52	30	2
60	27	○価値判断を伴う鑑賞と思いや意図をもった表現を関連させた授業づくり（東北音研と併催）	青　森　東　高　校 アップルパレス青森	49	34	2
61	28	○授業における作曲・編曲の指導について	八戸プラザホテル	43	27	3
62	29	○世界の音楽を体験する　―聴く・奏でる・つくる―	弘前パークホテル	44	30	4
63	30	○心に響く和太鼓　～和太鼓の魅力を生徒に伝えるためのアプローチ～	青　森　南　高　校	44	36	3

紀要	年度	研　究　テ　ー　マ	会　　場	会員数(1,2希望計)	大会参加者数	大会発表者数
64	(令和)元	○コダーイ・アプローチに基づく音楽リテラシーの探求	弘前パークホテル	48	35	2
65	3	○ひろげよう　つたえよう　こたえよう　見つけ出そう	八　戸　東　高　校	43	25	2
66	4	○高等学校に求められている音楽の力～「A表現(3)創作」の可能性を深める	青　森　東　高　校	35	22	1
67	5	○音楽科の授業におけるICT活用の可能性	東奥義塾高校	37	28	0
68	6	○学校現場で生かせる指揮法	八　戸　北　高　校	38	27	2
69	7	○音や音楽からの実感に根ざした音楽鑑賞の学習	青　森　商　業　高　校	36	28	1
70	8	○生成AIの基本と学校教育における著作権の境界線 ○これからの『郷土の伝統音楽』指導法と新学習指導要領	アピオあおもり	38	25	0